

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成30年10月1日

月曜日

第4407号

目次

告示

- 指定障害児通所支援事業者の指定 1
- 公益社団法人富山県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種
の指定
- 保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第189条の規定による告示及び掲
示 3

告示

富山県告示第419号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

平成30年10月1日

富山県知事 石井 隆 一

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
児童発達支援	平成30年10月1日	1650100405	有限会社お達者くらぶ	滑川市中川原 350番地 1	放課後等デイサービスほっぷ・すてっぷ	富山市清水元町3-3

富山県告示第420号

公益社団法人富山県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種の指定について

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、公益社団法人富山県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。

平成30年10月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定に係る地域並びに指定した業種及び職種

指定に係る地域	業種	職種	
富山県内全域	56ー各種商品 小売業	D-32 商品販売の職業 H-54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く） K-78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
	58ー食料品 小売業	D-32 商品販売の職業 H-54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く） K-78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
	60ーその他の 小売業	D-32 商品販売の職業 H-54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く） K-78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
一部地域	滑川市 全域	24ー金属製品 製造業	H-52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
	小矢部 市全域	09ー食料品製 造業	H-54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く） K-78 その他の運搬・清掃・包装等の職業
	南砺市 全域	14ーパルプ・ 紙・紙加工 品製造業	H-54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く） K-77 包装の職業 K-78 その他の運搬・清掃・包装等の職業

注1 業種は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第45号）に定める中分類に規定する業種による。

注2 職種は、厚生労働省編職業分類（平成24年3月改訂）に定める中分類に規定する職種による。

2 指定年月日

平成30年10月1日

富山県告示第421号

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条の第3項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を朝日町役場に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

平成30年10月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下新川郡朝日町蛭谷字黒部大平1の5、1の6、1の17、

2 所在が不分明である通知の相手方

筒井はるゑ、長崎静男

3 通知の内容

1の森林について、農林水産大臣から平成30年7月24日付け農林水産省告示第1712号により保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったので、平成28年11月21日富山県告示第504号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する。

4 森林法第189条による掲示

平成30年8月29日から朝日町役場に掲示した。

